

## ○芳賀町生ごみ資源化推進補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は生ごみの堆肥化を促進し、その減量を図るため、コンポスト容器（以下「容器」という。）、電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）及び生ごみ堆肥化用有機質資材（以下「ボカシ」という。）を購入する者に対して補助金を交付することに関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第 2 条** 補助金の交付を受けられる者は、町内に住所を有する次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 容器及び処理機を設置できる敷地を有する者又は、ボカシを使用した堆肥を施肥する場所を有する者
- (2) 生ごみを堆肥化又は減量化できる者

2 前項の規定にかかわらず、その使用により環境へ重大な負荷が加わるおそれがあり、又は公衆衛生上好ましくない容器若しくは処理機については、補助の対象としない。

(補助金の額)

**第 3 条** 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ算出された額とする。この場合において、補助金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

**第 4 条** 補助金の交付を受けようとする者は、容器等の購入後、速やかに補助金交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

( 交付の決定 )

**第 5 条** 町長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

( 補助金の請求 )

**第 6 条** 前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第 3 号）を容器等を購入した年度の 3 月 20 日までに町長に提出しなければならない。

( 譲渡等の禁止 )

**第 7 条** 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る容器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

( 補助金の返還 )

**第 8 条** 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認められるときは、その者から補助金を返還させることができる。

( 維持管理及び責務 )

**第 9 条** 補助金の交付を受けた者は、容器等を有効に利用し、生ごみの減量と資源の活用に努めなければならない。

( 補則 )

**第 10 条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。